（後退時車両直後確認装置）

第68条の2　後退時車両直後確認装置の運転者の視野に係る性能等に関し、保安基準第44条の2の告示で定める基準は、協定規則第158号の規則6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び17.に定める基準とする。ただし、別添129「後方視界看視装置の技術基準」に適合する後方視界看視装置が別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」に適合するように取り付けられた後退時車両直後確認装置は、当該基準に適合するものとみなす。

２　保安基準第44条の2の後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車及び緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車とする。

３　保安基準第44条の2ただし書の告示で定める自動車は、協定規則第158号の規則15.2.1.1.に掲げる方法によって第１項に定める基準に適合する自動車とする。ただし、協定規則第158号の規則15.2.1.1.は、協定規則第158号の規則15.2.1.7.を満たす場合に限り適用する。